

令和5年度 第6回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年8月18日（金）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第6回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和5年8月18日（金）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第11号 青梅市立図書館運営協議会委員の委嘱について
議案第12号 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書の決定について（追加）
議案第13号 青梅市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）
議案第14号 令和6年度使用教科用図書の採択について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 議会報告（学校教育部・生涯学習部）
- 2 令和4年度教育費決算について（学校教育部・生涯学習部）
- 3 令和5年度教育費補正予算について（学校教育部・生涯学習部）
- 4 学校訪問（前期分）の実施結果について（教育総務課）
- 5 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告（要綱制定）について（教育総務課）
- 6 長期欠席児童・生徒状況調査（1学期）について（教育指導担当）
- 7 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について（教育指導担当）
- 8 新学校給食センター整備事業の進捗状況について（学校給食センター）
- 9 共催展「アートビューイング西多摩2023”アート”を俯瞰する」における西多摩地域在住の小・中学生の観覧料免除について（文化課）
- 10 青梅市立美術館の改修工事に伴う休館について（文化課）
- 11 青梅市立美術館特別展「小泉癸巳男の《昭和大東京図絵》で巡る～レトロでモダンな東京散歩～」の開催について（文化課）
- 12 青梅市立美術館の市役所展示の終了について（美術担当）
- 13 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

- ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
- イ スポーツDAY青梅2023の実施について（スポーツ推進課）
- ウ 第85回奥多摩溪谷駅伝競走大会の実施について（スポーツ推進課）
- エ 第56回青梅マラソン大会ジュニアロードレースの実施について（スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

- ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
- イ 第55回東京都市町村総合体育大会の結果について（スポーツ推進課）

協議事項（再掲）

- 1 令和5年度青梅市教育委員会の事務点検評価（令和4年度分事業対象）について（教育総務課）
- 2 青梅市副校長支援員取扱要綱の一部改正について（指導室）
- 3 市内で発生したたいじめ重大事態報告【答申】について（教育指導担当）
- 4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（スポーツ推進課）
- 5 第2期青梅市スポーツ推進計画に関する諮問について（スポーツ推進課）
- 6 青梅市立総合病院の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について（教育総務課）
- 7 令和6年度使用教科用図書の採択について（教育指導担当）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋

出席説明員	学 校 教 育 部 長	布 田 信 好
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	榎 戸 智
	社会教育課長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美術担当主幹	田 島 奈都子
	スポーツ推進課長	吉 崎 龍 男
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時32分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和5年度第6回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、百合委員を指名いたします。

【委員（百合）】 はい。

【教育長（橋本）】 次に、令和5年5月10日開催の令和5年度第2回定例会および5月23日開催の第3回定例会の会議録につきましては、前々回の定例会でお配りし、それぞれご覧いただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。令和5年度第2回定例会および第3回定例会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

次に、令和5年7月5日開催の令和5年度第4回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、協議事項の3につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員（百合）】 この夏休みになりまして東原プールの前をよく通ることがあるのですが、この夏は本当に暑かったので、夕方6時の終了までたくさんのお客さんがいらっしゃいました。プール帰りの子が日焼けしてアイスクリームを食べながら嬉しそうに帰って行く姿を見ると、今年もプール開いてくれてよかったなと思いました。あと少し夏休みありますけれども、事故なく安全に過ごしてほしいと思いました。以上です。

【委員（稲葉）】 7月26日にS&Dたまぐーセンターで特別支援教育講演会を拝聴させていただ

きました。とてもいい内容で、各小・中学校の支援学級の先生、それから支援員等の関係者で会場は満席で、皆さん研究されているなというのがとってもよくわかって、青梅市の特別支援教育もいいなという感じを受けました。

それと並行して8月11日に、オンラインで東京大学の大学院教育学研究科バリアフリー教育開発研究センターにおいて、特別支援教育についての講演会、それから発表などがあり、「カナダの学校に学ぶインクルーシブ教育」をテーマに、カナダの小・中学校に教員として勤められ、支援員としてもカナダのインクルーシブ教育を2年間実体験された方の報告と、日本がインクルーシブ教育にどんなふうに向かっているかといけないうちのお話を聞きました。講演時間2時間の予定が、参加されている先生方がすごく熱心で、チャットで質問がいっぱいあり、その質問に答えておりましたら、3時間でも時間が足りないような内容でした。カナダもインクルーシブ、支援学級と普通学級を分けることなくオールマイティで受け入れて学校運営するのに30年かかったそうです。日本は国連からインクルーシブではないと言われてはいるのですが、参加者も「できない」ではなくて「やっぴいこう」という気持ちがないとなかなかできないなと。参加者ではインクルーシブを目指して頑張ろうということで意見は一致していました。なかなか問題、課題がたくさんあって、乗り越えるためにはそう簡単にはいかないなと思うのですが、世界にいい例があるので、日本の教育もその例のいいところを見倣って、インクルーシブ教育に向かっぴいければいいなと思ったところなんです。

もう一つ、子どもの第三の居場所みらくるで、夏休みの間、学校給食がないということなので、おにぎりを出すことにいたしました。そうしますと、百合委員から報告がありました東原プールの帰り道になるので、お腹をすかせた子どもたちが帰り道に立ち寄っぴいおにぎりを食べて、満足して遊んで帰っぴいいくという、とてもいい感じのつながりができています。特に中学生が多いです。そうすると、先に遊びにきている小学生と中学生が、テーブルを囲んで、おにぎりを食べながらいろんな話をして、ここで異年齢の子たちの居場所があっぴいととてもいいなと思うのと、いろんな学校が集まっぴいいますので地域のつながりで子ども同士が顔見知りになれるというのがとてもいいなと思っぴいて、夏休みいっぴいはおにぎりのつながりが広がるなと思っぴいております。以上です。

【委員（杉本）】 私は、「青梅学」に関連するのですが、17代目の諏訪流の鷹匠さん、もう20年以上青梅に住んでいらっぴいちゃって、先々代が宮内庁で鷹狩りをされていたという方なのですが、今、女性の宗家の方が御岳に住んでいらっぴいいます。都心の中学校には講演とかワークショップで行かれてるということをお聞きするけれど、地元の青梅で全く認知されてないような状況です。体育館の中でもできるということなので、動物と自然とか触れ合っぴいいくということも、御岳エリアも含めて、とても大事なことのような気がします。ぜひ一度、青梅学、社会教育、生涯学習のどこかで取り入れていただっぴいて、青梅の方にもっと認知していただっぴいて。鷹狩りということも、青梅の地域の特性として売っぴい出せるものの一つになるのではないかなと思っぴいます。こういうものをもっぴいと、例えばホームページ上とか青梅の観光案内にも入れていっぴいと、青梅の特色というものがまた一つ増えるのではないかなと思っぴいます。お考えいただければと思っぴいますので、提案させていただきます。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

では、私から何点かご報告申し上げます。

本日の午前中、おかげさまで「学校施設のあり方審議会」の初回が無事に終了いたしました。事務局からの説明が今日は多かったのですが、これから活発な議論が行われるものと期待をしているところでございます。

8月10日の教科書採択につきましては、事前のご準備からご苦労いただきましてありがとうございました。来年の2年生・4年生・6年生の教科書の使い方の一部誤りがありましたので、本日追加の協議事項・議案として取り扱いをさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

8月5日には、市町村総合体育大会の閉会式が無事に終了いたしました。1か月にわたって熱戦が繰り広げられたわけですが、青梅市は総合の第6位ということで終了したところでございます。ありがとうございます。

それと、私事になりますけれども、21日からボツパルトに行っておりまして。団員10人、中学生から大学生までの使節団で行っておりまして、ご承知おきをお願いしたいと存じます。

私からは以上でございます。

それでは次に、教育総務課長から順に現況の報告などについて説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課から1点ご報告を申し上げます。

小学校体育館への空調設備の設置について、現在の状況についてご説明いたします。

当初予算の際は、8月末、2学期からの使用開始を目途に設置するという事で説明させていただいておりましたが、市長部局の防災課で準備を進めております災害時用の発電機の設置位置の調整等によりまして、配置図等の作成に思ったよりも時間がかかってしまいまして、現在設置完了が遅れておる状況になっております。先月28日に調整が終わり業者との契約が完了しまして、空調の設置は現在の予定では小学校16校で、完了するのが年明けの1月末にずれ込んでおります。この件につきましては、7月12日に小学校長会がありましたので、その場で各校長先生には現状を説明しましてご理解をいただいたところでございます。また先日、各学校へは委託業者が作成した工程表を提示したところでございまして、後日、詳細日程等は各学校と個別に詰めていくという流れになっております。

今後も各学校と調整を図りながら、これ以上遅れが発生することのないよう設置を進めていく考えでございます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課から特別支援教育関連について2点報告いたします。

まず1点目ですが、7月26日にS&Dたまぐーセンターにて、指導室、指導担当主幹とともに開催した特別支援教育理解研修についてでございます。こちらは先ほど稲葉委員にもご出席いただいたという報告をいただいておりますが、令和3年以来、集合形式での開催は久しぶりとなりまし

て、市の教員、それから西多摩地区の他市の教員、特別支援学級の介護員、市民、含めまして合計149人の参加がございました。講師には、青梅市特別支援教育推進協議会の委員にもご就任いただいております明星大学教育学部の島田教授をお迎えし、特別なニーズを持つ児童・生徒に対する支援について講演をいただきました。通常学級での発達障害児支援を中心とした講義でございまして、参加者からは、「学級担任として工夫できるアイデアをたくさん学ぶことができた。」「特別支援学校・支援学級・支援教室すべてを経験しているけれども、さらにこういった支援も必要だな。」とか、「大切にしなければいけないと気付かされた点があった。」などの感想をいただいております、非常に価値のある研修になったと考えております。

次に2点目ですが、8月10日・11日で開催された明星大学の青梅キャンプについてでございます。明星大学では、教育学を専攻する学生と発達障害のある児童・生徒との交流授業・青梅キャンプを、15年以上にわたり開催してございます。こちら先ほどの島田教授のお世話になっております。

青梅市特別支援教育実施計画の第6次計画におきましては、大学等との連携についても具体的な施策の一つに掲げております。市としては、計画にもとづく事業の一つとしてこのキャンプを支援しているところでございます。本年度のキャンプにつきましては、大学生38人により企画運営され、1泊2日、参加者32人で実施されました。初日は成木市民センターライフパーク、2日目は花木園においてドロケイ、ボーリング、フラッグアート作成など、活動を通じまして学生と子どもたちの交流を深めました。今後につきましても特別支援教育研究会の開催、それから明星大学との連携を継続しまして、第6次計画を推進していきたいと考えております。

学務課からは以上です。

【指導室長（拝原）】 学校の方は7月27日をもって全校が夏季休業日に入っております。また、一番早い学校で8月21日から2学期がスタートします。ただ、これは東小・中学校でございまして、多くの学校は8月28日から2学期に入ります。現在までのところ、事件・事故等の報告は入ってございません。

また、学校では今週、学校閉庁日ということで、学校の教員の働き方改革の一環もありまして、そういった取り組みをしている学校が多くございます。

以上でございます。

【学校給食センター所長（榎戸）】 学校給食につきましては、1学期、事故なく無事に終了することができました。現在、夏季休業期間中につきましては、職員、調理員で施設や食器などのメンテナンスを入念に行っております。また、敷地内および北側隣接駐車場の草刈りや植え込みの手入れなどということも、近隣にご迷惑をかけないようにやっております。また、一昨日は根ヶ布調理場で雑草が生い茂っているというご近所からの連絡もあって、私も含め作業したということで、2学期、8月28日からまた開始になりますが、それに向けた準備を行っている状況でございます。

給食センターからは以上です。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育課からは1点ご報告させていただきます。

先週ですが、8月10日から13日、青少年リーダー育成研修会で新潟県の国立妙高青少年自然の家で3泊4日の宿泊研修を実施してまいりました。台風が危ぶまれたのですが、進路がずれて新潟県の天気はよかったということでございます。研修生も大きなけがもなく無事に帰ってくる事ができました。

以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは2点ご報告させていただきます。

まず、郷土博物館の関係では、8月19日から「新収蔵品展2023」を開催します。市民の方よりご寄贈いただいた民具や古文書の展示を行います。

もう1点は吉川英治記念館の関係であります。9月7日に英治忌を行います。先日の教育委員会でもご報告させていただきましたが、当日限り入館無料とさせていただきます。英治忌限定の和菓子の販売や、お茶会の開催なども予定しております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいですか。

ただいま各課からご報告をさせていただきましたが、この件につきましてご質疑等ございますか。よろしいですか。

1 議会報告（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項の1、議会報告について、説明いたします。

【学校教育部長（布田）】 それでは、議会報告をさせていただきます。

お手元の報告資料1-1、令和5年度市議会定例会5月招集議会報告および資料1-2、令和5年市議会定例会6月定例議会報告にもとづきまして、一括にてご報告申し上げます。

資料1-1の1ページをお願いいたします。

5月招集議会の会期は、令和5年5月12日の1日間であり、本会議も同日であります。

議案審議につきましては、市長提出議案が2件あり、可決と同意がなされております。郵送陳情につきましては1件あり、参考配布されております。

また、予算決算委員会では、給食材料費の高騰分を市で負担するための補正予算について、みねぎ委員から3項目について質問があり、記載のとおり答弁しております。

続きまして、報告資料1-2、令和5年市議会定例会6月定例議会報告の1ページをご覧ください。

6月定例議会の会期は、令和5年6月9日から26日までの18日間で、本会議は6月9日、12日、13日、26日の4日間でありました。

議案審議につきましては26件あり、市長提出議案26件のうち、可決12件、同意14件となっております。陳情につきましては1件あり、参考配布されております。

次に、一般質問について報告させていただきます。一般質問は6月9日、12日、13日の3日

間で行われ、学校教育関係につきましては9人の議員から9件の質問があり、教育長からそれぞれ答弁いたしました。

初めに、長谷川議員から、「青梅市の交通安全対策について」と題し、1回1項目の質問があり、1ページ中段から2ページ上段に記載のとおり答弁しております。

次に、茂木議員から、「学校及び家庭における学習支援策の取組について」と題し、3回3項目の質問があり、2ページ上段から4ページ上段に記載のとおり答弁しております。

次に、湖城議員から、「ICTを活用したいじめ等の問題の把握について」と題し、4回7項目の質問があり、4ページ上段から7ページ中段に記載のとおり答弁しております。

次に、片谷議員から、「子どもが活躍する青梅を」と題し、2回2項目の質問があり、7ページ中段から8ページ下段に記載のとおり答弁しております。なお、1回目の質問につきましては、市長答弁となっております。

次に、井上議員から、「子どもの声をいかした児童館建設計画を」と題し、3回3項目の質問があり、8ページ下段から10ページ下段に記載のとおり答弁しております。なお、1回目の質問につきましては、市長答弁となっております。

次に、鴨居議員から、「Let's Try! 学校給食無償化」と題し、4回6項目の質問があり、10ページ下段から12ページ下段に記載のとおり答弁しております。なお、4回目の質問につきましては、市長答弁となっております。

次に、みねざき議員から、「学校給食費の無償化や食育などについて」と題し、3回21項目の質問があり、12ページ下段から16ページ中段に記載のとおり答弁しております。

次に、ぬのや議員から、「地域共生社会に向けた体制の整備」と題し、3回4項目の質問があり、16ページ中段から17ページ下段に記載のとおり答弁しております。

次に、野島議員から、「女性活躍社会の推進について」と題し、1回1項目の質問があり、17ページ下段から18ページ下段に記載のとおり答弁しております。なお、1回目から3回目の質問につきましては、市長答弁となっております。

以上で学校教育部の一般質問についての報告とさせていただきます。続きまして生涯学習部の一般質問につきまして生涯学習部長よりご報告いたします。

【生涯学習部長（森田）】 それでは、生涯学習部関係を報告させていただきます。

生涯学習部関係では2人の議員から2件の質問があり、教育長からそれぞれ答弁いたしました。

初めに、片谷議員から、「文化振興条例の制定について」と題し、3回3項目の質問があり、18ページ下段から20ページ12行目までに記載のとおり答弁しております。

次に、井上議員から、「新市民ホールは市民主体の計画づくりを」と題し、4回7項目の質問があり、20ページ13行目から23ページ7行目までに記載のとおり答弁しております。

以上で、一般質問の内容につきましての報告とさせていただきます。続きまして予算決算委員会の補正予算審査につきまして、各課長から順に報告いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、予算決算委員会につきまして各課からご報告を申し上げます。

23ページの中段からになります。

今回の予算決算委員会につきましては、令和5年度補正予算第3号につきまして、6月20日に開催され、ご審議をいただいております。今回は学校教育関係のみとなっております。

初めに、教育総務課関係としまして、目黒委員より、備品等の学校からの要望について2件、同じページで茂木委員より、電動自転車について1件、一番下、井上委員より、ビブラフォンの購入について1件の質問があり、それぞれ記載のとおり答弁をしております。

教育総務課分は以上でございます。

【指導室長（拝原）】 続きまして、指導室・教育指導担当関係でございます。

24ページ上段、中野委員から、不登校対策支援事業経費について、別室指導を行っているのが9校だけ、その理由について、3点目としましては本事業実施の効果について質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、山崎（善）議員から、不登校対策事業経費等について6点の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、25ページ中段、井上委員から1点、楽器の購入について保護者負担か学校で購入するのかについて質問がございました。答弁については記載のとおりでございます。

続きまして、25ページ下段、藤野委員から、不登校対策支援事業経費について6点質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、26ページ上段、ぬのや委員から、不登校対策支援事業について2点の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、26ページ中段、山内委員から、不登校対策支援事業についてとフリースクール等との連携について、あわせて6点の質問がございました。答弁につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 7ページから8ページにかけて「子どもが活躍する青梅を」のところで、小学生の児童の声で見守りの放送を流していたのですけれども、それが終わってしまったのが、私は残念でした。いろいろ苦情などが複数きたと書いてありますけれども、ぜひこれは再開してもらいたいなと思います。大人の声より子どもの声の方が、私たちも集中して聞いて、今度は何小の子なのかという楽しみもありましたので、ぜひよろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ご意見として伺ってよろしいですか。

【委員（百合）】 はい。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 最後の不登校対策支援事業について、支援員同士の研修を行っているということ

なのですけれど、教員と同じように支援するって難しいことだと思うのです。支援員が適切な研修を受けて、現場に出ているのかどうかというところを懸念します。面接でおしまいではなくて、こういう研修を受けたら支援員として各学校に配置するというところの基準か何かあるのでしょうか。そこを質問したいのです。

【指導室長（栞原）】 別室指導の支援員に関しましては、特化した研修はしてございません。各学校で管理職から指導をするということになってございます。

【委員（稲葉）】 学校長の判断で、支援員を現場に出しているということでしょうか。

【指導室長（栞原）】 別室指導の支援員につきましては、ほかの学校教育活動支援員と同様に、各学校で募集をして、各学校で面接をして採用しているような状況でございます。ただ、これまで学校教育活動支援員として入っていただいていた方がかなり多く入っていただいているような状況で、学校も安心してお任せしているところが多いと聞いております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。カナダでは、支援の内容を把握しないといい支援はできないというところで、州として支援員を指導するプログラムがあって、それをこなした人が支援員として各学校に配属されるというシステムがあると聞いたので、ある程度のベースのところでのプログラム、ここの最低限のところは把握しておいてほしいというところを教育委員会でお伝えして支援に入っていただくことは必要かなと思います。その辺のところ、ご検討いただければ嬉しいです。よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

2 令和4年度教育費決算について（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の2、令和4年度教育費決算について、を説明いたします。

【学校教育部長（布田）】 それでは、令和4年度教育費の決算について報告いたします。

報告資料2をご覧ください。

初めに、1、青梅市一般会計の決算概要についてでございます。

(1)歳入についてであります。令和4年度の歳入は628億5,703万円で、前年度に比べて1.25パーセント、7億7,566万円の増となりました。主な要因といたしましては、記載がございますが、市税や各種交付金などの増加が挙げられております。

次に、2ページをご覧ください。(2)歳出についてであります。589億5,994万円で、前年度に比べて0.6パーセント、3億4,447万円の増となっております。主な要因といたしましては記載のとおりでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費の増加などが挙げられております。

3ページの中段、(3)の収支についてであります。形式収支は38億9,709万円、実質収支は37億7,020万円となっております。

次に、3ページの下段、2、教育費の決算についてご説明いたします。資料を1枚おめくりいただきまして、報告資料2別紙1をご覧ください。

教育委員会では、「青梅市教育大綱」を踏まえた「青梅市教育委員会の基本方針」に沿って施策の展開を図っております。

令和4年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、基本方針に沿った教育活動を行いました。

また、総合教育会議において、市長と教育委員とで協議し、新たな「青梅市教育大綱」を策定いたしました。

教育委員会では、青梅市教育大綱に沿って5つの基本方針を立て、施策の展開を図ってまいりました。

基本方針1『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成では、人権教育の推進やいじめ防止の取り組み、御岳山の宿坊などを利用した青梅学を実施いたしました。

基本方針2『豊かな個性』と『創造力』の伸長では、学力の向上のための授業、ICT教育の推進、特別支援教育の充実について各種事業を実施いたしました。

基本方針3「生涯学習の推進と社会教育の充実」では、記載のようなオリンピック・パラリンピックレガシー事業を実施いたしました。

基本方針4「文化・芸術の振興」では、文化財の保存修理事業等に対し補助金を交付するとともに、都指定有形文化財であります旧吉野家住宅の屋根葺き替え工事を実施いたしました。また、特別展「原田泰治の世界」などを開催したほか、アートによるまちづくり推進事業を実施いたしました。

基本方針5『市民の教育参加の促進』と『主体的な教育行政の推進』では、物価高騰に対する保護者への対応として、給食材料費高騰分の一部を補助したほか、2・3月分の給食費を無償化いたしました。また、いじめ問題やその他法律的な対処が必要な問題等について、専門的な立場から未然防止・早期解決を図るため、弁護士資格を有する教育法務相談員を配置いたしました。

令和4年度の主な事業概要は以上とさせていただきます、次に教育費の決算状況についてご説明いたします。

資料をおめくりいただき、資料別紙2の1ページをご覧ください。

令和4年度教育費の当初予算額は、表の左上段の当初予算額欄にありますとおり、49億3,671万2,000円でありました。一つ右にずれまして、それに対して1年間の補正予算の金額が18億298万4,000円であり、歳出の決算額は2ページ上段の左、支出済額にありますとおり、60億8,140万8,592円となっております。歳出決算額を前年度と比較いたしますと、4億6,000万円余の増、率にいたしまして約8.3パーセントの増となったところがございます。

各科目の詳細につきましては、右側の備考欄をご覧くださいと思いますが、主なものについて学校教育部、生涯学習部の順でご説明いたします。

資料別紙2の2ページをご覧ください。こちらは教育総務費でありまして、右端の備考欄下段、3の人事事務経費の教育法務相談員報酬をご覧ください。428万円の支出であります。こちらにつきましては先ほど申し上げました弁護士資格を有する教育法務相談員を配置したことによる報酬でございます。

次に、8ページの備考欄の一番上、医療的ケア児支援事業実施委託料82万800円ですが、後ほど学務課長からご説明いたしますが、令和4年度からの新規事業となっております。

次に、14ページの中ほど、5の新学校給食センター建設経費ですが、新学校給食センターの基本および実施設計に関し、プロポーザル方式により委託業者を決定し、基本設計に着手したところでございます。

次に、28ページの中ほど、器具等借上料をご覧ください。令和4年度熱中症対策として、第一中学校の格技場を含め中学校10校の体育館に空調設備を設置いたしました。本来、この器具等借上料の中に空調機器のリース料として計上される予定でありましたが、全校に空調機器が設置されたのが令和5年3月31日でありまして、全校設置の翌月からリース料が発生する契約となっていたため、4年度決算に計上するものはございませんでした。なお、小学校16校につきましては、先ほど教育総務課長がご説明いたしました。来年1月をめどに現在設置作業を進めております。

最後になりますが、少し戻りまして16ページ下段、小学校の光熱水費、そして28ページの上段、中学校の光熱水費でございますが、小学校につきましては令和3年度と比較して4,200万円余の増、中学校につきましては1,700万円余の増となっております。これは近年の電気料金等の値上げによるものでございます。

以上で学校教育部の説明を終わらせていただきまして、続きまして生涯学習部関係について生涯学習部長よりご説明いたします。

【生涯学習部長（森田）】 それでは続きまして、生涯学習部関係をご説明させていただきます。

同様に資料別紙2をご覧ください。こちらは郷土博物館費でありまして、備考欄の下段、9、旧吉野家住宅整備経費をご覧ください。3,192万7,000円の支出ですが、旧吉野家住宅の屋根葺き替え工事の経費であります。令和3年度からの2カ年事業で、昨年度に終了し、現在は活用事業の推進を図ることとしております。

次に、48ページ備考欄3番、美術館事業経費の1,500万円余ですが、こちらにつきましては大変好評でございました「没後2年栗原一郎展」、「ふる里の心を描き続けて55年 原田泰治の世界」、2本の特別展を開催した経費でございます。

次に、52ページ上段、1番、文化交流センター経費のうち、備考欄上段の謝礼金の一部および備考欄中段の公演委託料につきましては、昨年度から実施をいたしましたアートによるまちづくり推進事業の経費でございます。

次に、同ページ2番、スポーツ推進事業経費の2,307万2,000円余でございますが、こちらにつきましては東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー事業のほか、スポーツ推進事業等を実施した経費となっております。

最後になりますが、同じページの文化交流センター管理経費の光熱水費の部分になります。こちらについては、令和3年度に比較いたしますと316万円の増となっております。学校の光熱水費と同様に、その他の生涯学習部関係の施設におきましても、近年の電気料金等の高騰が影響していることとございます。

以上、大変雑駁ではございますが、教育費決算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、資料別紙3、令和4年度における主な施策の実施状況につきましては、学校教育部、生涯学習部の順で各担当課長から報告をさせていただきます。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、各課長より、報告資料2の別紙3、令和4年度における主な施策の実施状況についてご説明を申し上げます。

学校教育部、生涯学習部それぞれ、機構順に説明させていただきますので、項目が前後いたしますが、ご容赦願いたいと存じます。

初めに、学校教育部教育総務課の主な施策でございます。

一番左の数字の6番、小・中学校の既存施設整備でございます。

まず小学校につきましては、第六小ほか2校（第七小・今井小）のトイレ改修設計委託から記載の委託が4件。河辺小ほか1校（藤橋小）の校舎外壁および屋上防水改修工事、記載の工事が6件。その他小学校既存施設の改修等として13校（第五小・第七小・藤橋小を除く）で23件の補修・改修等工事を実施しております。小学校の整備経費の合計額は6億2,100万円余となっております。

次に、中学校につきましては、部長の説明にもありましたが、東小・中学校以外の10校の屋内運動場に空調機を賃貸借にて設置をいたしました。リース開始が5年度からになることから、令和4年度の支出は0円としてございます。

その下、第七中のトイレ改修設計委託、第二中ほか2校（西中・霞台中）の校舎外壁および屋上防水改修設計委託など記載の5件の委託。続きまして、西中ほか1校（泉中）のトイレ改修工事以下記載の工事3件。最後に、その他中学校既存施設の改修等として8校（第六中・霞台中を除く）で合計16件の補修・改修等工事を実施いたしまして、中学校の整備経費の合計は7億2,900万円余となっております。

教育総務課からは以上でございます。

【学務課長（山田）】 続きまして学務課でございます。

左の番号、初めに1番、学校教育活動支援員の配置についてであります。こちらは、小・中学校の通常学級に支援員を配置し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、教科指導や生活指導を支援するものでございます。

支援員につきましては、東小・中学校を含めた全校に各1人、1日3時間、小学校は週5日、中学校は週2日を原則に配置してございます。なお、令和4年度につきましては、児童・生徒数が500人を超える第二小・第三小・新町小に1人、東小に週2回1人を追加で配置してございます。また、肢体不自由などの児童・生徒へのサポートとして、第五小には週5日、1日6時間で1人追

加をしてございます。令和4年度につきましては、28の小・中学校に延べ54人の支援員を配置し、経費は合計1,469万3,000円でありました。

次に、2番、医療的ケア児支援事業についてでございます。令和3年9月、医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律が施行されました。これを受け、市では令和4年10月、青梅市立学校医療的ケア実施要綱を制定しまして、医療的ケア児の在籍する学校に看護師等を派遣する支援を開始いたしました。令和4年度につきましては、医療的ケア児の在籍する学校に看護師を派遣し、対象児童1人に対する導尿の支援を96回実施し、経費の合計は82万1,000円でありました。

学務課からは以上です。

【指導室長（拝原）】 続きまして、指導室・教育指導担当関係でございます。

一番左側の数字3番、学力向上対策事業についてであります。本事業は、放課後等の補習事業である「ステップアップ」事業と、受験対策として中学校3年生を対象とした「スタディ・アシスト」の2事業で、合計の経費は2,489万3,000円余でございます。

初めに、ステップアップ事業についてです。ステップアップ事業は東小・中学校を除く全校にて実施しており、経費は827万円余となりました。内訳はすべて支援員の報償費であります。このほかに、消耗品費として99万円余となり、内訳は文房具や供用の問題集等の費用でございます。

次に、スタディ・アシストについてです。令和4年度は中学校8校から59人の生徒が参加し、経費は1,562万円余となりました。S&Dたまぐーを主な会場とし、合計で56回開催いたしました。令和4年度はほぼ全員が第1志望校に合格したこともあり、生徒および保護者から高い評価を受けております。

続きまして、4番、伝統文化奨励事業についてです。青梅市の伝統文化を継承する活動に取り組んでいる小学生1人、中学生20人を表彰いたしました。経費は5万円で、内容としましては記念品として贈呈した多摩産材を活用したシャープペンシル等の費用でございます。

続きまして、5番、ICT教育の推進についてです。経費は4,743万円余で、内訳はICT支援員の委託料、6人、延べ972回、2,293万円余、電子黒板の購入費用22台、850万円余、教員用学習用端末の追加配備202台、899万円余等でございます。

指導室からは以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 続きまして、生涯学習部社会教育課の主な施策でございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思っております。

初めに、7番、生涯学習事業でございます。この事業は、家庭教育講演会ですとか、サイエンスキッズ等の教室で、41教室、延べ受講者数8,109人ございました。

次に、8番、令和5年成人の日青梅市二十歳を祝う会の開催でございます。令和5年につきましては、一部制で実施をさせていただきました。

次に、9番、アートによるまちづくり推進事業でございます。先ほど部長からも話がありましたが、子どもから大人まで広くアートに触れる機会として、東京交響楽団アンサンブルコンサートと、

誰も見たことのない生き物をつくろう、という事業を実施させていただきました。

次に、10番、オリンピック・パラリンピック文化レガシー事業についてでございます。こちらは文化キャラバンといたしまして、竹をテーマとした楽器づくりを4カ所で実施をさせていただきました。また、文化ワークショップとして、スポーツDAY青梅の中で遊びリンピック、縄跳びパフォーマンス、小物づくりの3事業を実施しました。

社会教育課からは以上でございます。

【文化課長(北村)】 次に、文化課の郷土博物館および吉川英治記念館等の主な施策でございます。

11、指定文化財保存事業費補助につきましては、国宝「赤糸威鎧」、重要文化財「紫裾濃鎧」、重要文化財「木造千手観音立像」の修理等、合計7件の保存事業を実施しまして、合計268万8,000円となりました。

次に、12の旧吉野家住宅整備事業につきましては、先ほど生涯学習部長から説明のとおり、屋根葺き替え工事を令和3年度および令和4年度の2カ年事業にて実施いたしました。

最後に、14の吉川英治記念館管理事業につきましては、年4回の季節展示をはじめ旧吉川英治邸、草思堂として、令和4年度に国登録有形文化財に登録されました母屋を活用して、五月人形展や青梅夜具地展、ひな人形展、コンサートなど、年間を通して指定管理者によるさまざまな事業を実施いたしました。

以上でございます。

【美術担当主幹(田島)】 同じく13番の美術館事業ですが、昨年度は特別展として「ふる里の心を描き続けて55年 原田泰治の世界展」等、展覧会として4本、それから市役所展示を通年で3回展示替えをして、総事業費が1,500万円余となりました。

秋にやった「ふる里の心を描き続けて55年 原田泰治の世界」展ですけれども、こちらの方は7,000人を超える7,700人、1日当たり175人の入館者がある、非常に好評な展覧会でした。この背景には、作家自身の人気などもありましたけれども、作家が春先に急逝して初の回顧展となったということで、多くの方がご来館になったということがあったと思います。

昨年度に関しては、事業としてはこちらが一番大きかったですけれども、実際この1,500万円の中に占める企画の買い取りは約400万円です。ほかのかかりとして大きかったのが、実は館蔵品展ですけれども、藤本能道の没後30年の展覧会をやりまして、そのためにケースを借りたのが約300万円かかっています。こうした施設の足りない部分の形でどんどんお金を使っているのが現実で、昨年度はそういったことで事業費が多くなったというところがございます。

美術担当からは以上です。

【スポーツ推進課長(吉崎)】 続きまして、スポーツ推進課の主な施策でございます。

初めに、15、スポーツDAY青梅の開催です。この事業は、令和元年度の第30回まで開催していましたスポーツレクリエーションフェスティバルをリニューアルしまして、3年ぶりに10月10日のスポーツの日に実施いたしました。

次に、16、青梅マラソン大会の開催です。コロナ禍によりまして2年延期いたしました第55

回記念大会を、コロナ対策のため一部規模を縮小して実施したところでございます。

次に、17、総合体育館施設整備でございます。総合体育館第1スポーツホール床面を、コロナ対策としまして研磨の上、抗菌・抗ウイルス塗装を実施いたしました。

次に、18、一般体育施設整備でございます。わかぐさ公園野球場のレフト側防球ネットの撤去・新設についてと、青梅スタジアム旧管理棟の解体および駐車場整備にかかります設計委託が2件、前年度繰越事業として青梅スタジアムテニスコート改修工事を実施いたしました。

最後に、19のオリンピック・パラリンピックレガシー事業でございます。「カヌーを見て、聞いて、体験しよう！」としまして体験会、見学会、講演会の3部構成で、青梅から多くのオリンピックを輩出しているカヌースラロームを紹介いたしました。また、ゆるスポーツ体験会、レガシーミュージアム in 青梅につきましては、スポーツDAY青梅2022において実施いたしました。

スポーツ推進課からは以上でございまして、各課からの主な施策の実施状況の説明および令和4年度教育費決算についての説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 少し長くなりましたが、説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 社会教育課などが開催している家庭教育講演会でいろいろな講師をお招きするときの講師報酬なのですが、青梅市は基準がありまして、その金額が20年くらい全然変わっていない。講師をお招きしたいな、一般市民としてこの方のお話を聞きたいなと思っても、講師報酬がとても低いのでお呼びできない現実があります。講師報酬というのをランクづけの一覧で見たことがあるのですが、やはり社会情勢にあわせて変化していかないと、いい講師をお呼びできないし、それから市民の文化・教育に関することもなかなか意識が上がらないと思います。その辺のところは教育委員会だけの問題ではないと思うので、何とか考えていただければいいかなと思うのです。これは私の要望です。以上です。

【社会教育課長（遠藤）】 稲葉委員のおっしゃるとおり、現状では、講師の経歴ですとか実績、肩書をよく聞き取りまして、市の基準のなかで、最大限謝礼金を支払えるように調整しているところです。

【委員（稲葉）】 市の基準自体が低いのです。市民講師にも、すごくいい実績を持っていらっしゃるのだけれども、例えば肩書がないという理由で、時給3,000円で来てくれないかというのは、違うかなと思ったりすることも多々ありますので。その辺のところは肩書だけではなくて、その人の実績、人柄、それまでの活動を考えて、講師報酬というのは考えた方がいいのではないかなと思います。以上、意見です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

3 令和5年度教育費補正予算について（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項3、令和5年度教育費補正予算について、を説明い

たします。

【学校教育部長（布田）】 それでは、お手元の報告資料3をご覧ください。5月、6月に行いました補正予算と、9月議会で行います9月補正予算について一括でご説明いたします。

なお、9月補正予算につきましては議決前でございますので、お取り扱いにはご注意くださいますようお願いいたします。

それでは、資料1ページをご覧ください。5月補正予算（第2号）であります。給食センター経費の歳出でございます。下段の表、左から3つ目の補正額の欄をご覧ください。食材等の価格高騰に対する負担を圧縮することで保護者の負担増を回避し、魅力ある学校給食を維持するため、学校給食費を3,449万4,000円増額補正いたしました。なお、財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、資料の2ページをご覧ください。6月補正予算（第3号）であります。下段の表にてご説明いたします。

左側の区分欄をご覧ください。初めに、不登校対策支援事業経費であります。都の補助金を活用し、校内の別室であれば登校できる児童・生徒の居場所を設置して対応できるよう、小・中学校9校に1人から4人の支援員を配置するものでございます。補正額は2,527万3,000円であり、全額が補助対象となっております。

次に、学校管理備品整備経費、以下4件につきましては、市民から特定の小・中学校に対する寄付の申し出があり、寄付者の同意を得て、記載の物品を購入するものでございます。補正額は4件合わせて600万円であります。

次に、資料の3・4ページをご覧ください。9月補正予算（第4号）であります。4ページの表にてご説明をいたします。

初めに、上段の学校教育指導経費であります。右側の内訳・説明欄をご覧ください。会計年度任用職員報酬につきましては、都の委託事業を活用し、心理相談員1人を週2日任用するものであります。補正額は115万3,000円であります。

その下、講師報償金につきましては、都の補助事業を活用し、講習会を実施するものであります。補正額は16万6,000円であります。

その下、外国人児童・生徒学級指導者報償金につきましては、日本語通訳を必要とする外国籍児童・生徒に対し、通訳支援員を配置するものであります。補正額は194万4,000円でございます。

その下、消耗品費、備品購入費につきましては、各補正事業で必要となる物品を購入いたします。

次に、区分欄の給食センター経費の修繕料であります。第二小学校給食調理室の給湯器が故障したため修繕するものであり、805万円となっております。また、給食食材費につきましては、主に前年度の繰越であります。都の補助金を活用した米粉パンの提供経費も含まれております。補正額は合わせて1,676万5,000円でございます。

次に、小学校管理経費の修繕と委託料であります。都の補助金を活用し、小・中学校に設置し

である学校遊具の修繕等を行うものであります。補正額は小学校が2,256万4,000円、中学校が413万6,000円であります。

また、中学管理経費にある器具等借上料の1,571万4,000円の減額補正であります。これは中学校体育館に設置した空調設備のリースにおけるリース業者への補助金交付決定に伴うリース料の減額であります。

学校教育関係については以上でございます。

続きまして、生涯学習部関係につきまして生涯学習部長よりご説明いたします。

【生涯学習部長（森田）】 それでは続きまして、生涯学習部関係の補正予算についての報告をさせていただきます。

同じページ最下段の左端の区分欄、文化複合施設等整備経費、その1点のみとなります。

右端の補正額の内訳・説明欄をご覧ください。測量委託料、整備する東青梅1丁目の諸事業用地の部分の測量、または地質調査する経費として382万2,000円、そしてその下、設計委託料、その敷地の法面部分の擁壁補強等を検討するための経費になりますが、592万9,000円、それぞれの増額補正をいたします。

一番下、東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画策定委託料につきましては、4,350万9,000円、全額を減額いたします。この整備基本計画の策定につきましては、本年7月の契約を目標にして取り組んでまいりましたが、プロポーザルの際に事業者の辞退等から、改めまして契約の仕様等を見直して契約業務の準備に取り組んでいるところです。そうすると、整備基本計画の策定期間につきまして、本年10月から令和6年の12月まで15カ月間と予定いたしましたので、年度をまたぐ計画策定になります。契約上、業者への支払いが原則完了払いになりますので、令和6年度の支払いとなるため、今年度の整備基本計画策定委託料の予算についてはすべてを減額することになります。文化複合施設等整備経費全体では3,375万8,000円の減額となっております。

9月議会に提出する教育費の補正予算については、以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 予算には関係ないかもしれませんが、S&Dたまぐーセンターの地下の利用者から、カビ臭いという声があがっています。あそこは水対策で苦労したところですが、館内のカビとか臭いの整備というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 現状、カビ対策の一環として、除湿器を複数台設置しておりまして、除湿対策をしております。

【委員（稲葉）】 カビは、壁面の後ろ側とか、天井の上に向かって空間のところに発生しますので、定期的に各階の空間を調べるようなこともした方がいいのかなとは思いますが。

【社会教育課長（遠藤）】 その辺の意見を踏まえまして、施設課と検討したいと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

4 学校訪問（前期分）の実施結果について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項の4、学校訪問（前期分）の実施結果について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 報告事項4、学校訪問（前期分）の実施結果についてご報告申し上げます。

報告資料4の1枚目をご覧ください。

前期分で実施した学校訪問につきましては、6月28日の第三小学校、7月6日の第七小学校および第六中学校、7月14日の西中学校および第六小学校の合計5校で、参加者につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

学校訪問当日は、各委員から校長先生、副校長先生などに対しご講評をいただいているところでございますが、報告資料の2枚目以降に学校ごとに各委員からご提出いただきました訪問結果報告を掲載させていただいております。

また、資料の最後には、全校へ伝えたいことをまとめたものを掲載しております。この全校へ伝えたい事項につきましては、これまでほどの学校に対する意見なのかというところは記載しておらなかったのですが、よい点や、ほかの学校にも参考にしてほしいというような事項につきましては、各委員にご意見を伺いまして、学校名を今回から掲載することとしております。あわせてご確認をよろしくお願いいたします。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

5 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（要綱制定）について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の5、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（要綱制定）について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 報告資料5をご覧ください。説明の前に、申しわけございませんが、訂正がございます。報告資料の表題について、括弧内が「規則改正」となってしまうのですが、「要綱制定」の誤りでございます。また、資料の3ページ目、本文の方になるのですが、第3項冒頭の部分、「審議会の議長は……」と書いてある部分と、5項の傍聴者の定員のところの中ほど、「審議会の会長が……」と表記してありますが、提出した後、文書法制課の審査がございまして、この「審議会の」という部分は削除するように指示がありましたので、この2点について「審議会の」という部分を削除したものが最終的な文言になります。お詫びするとともに、訂正の方をよろしくお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。

まず初めに、専決処分とした理由についてでございます。市の各審議会につきましては、青梅市附属機関等の設置運営に関する指針というのがございまして、第6項の規定にもとづき原則公開となっております。今回の学校施設のあり方審議会も同様でございます。当審議会の開催準備を進めるにあたりまして、今回の青梅市立学校施設のあり方審議会の公開に関する取扱要綱を制定しなければいけないということに気づいたところでございますが、ご承認いただくための教育委員会の定例会は今回が直近でございました。

また、当審議会は、初めに教育長の報告にもあったとおり、8月18日の午前中に行われることもすでに決まっております。ついては、緊急に処理しなければならない事項で教育委員会を招集するいとまがないことから、青梅市教育委員会事務委任規則第2条にもとづきまして、教育長が臨時代理して本要綱の制定を行い、事務委任規則第3条にもとづいて本件の報告をするものでございます。事務処理による失念ということでございますので、以後このようなことがないように、十分に確認を行いながら事務は進めてまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、本要綱の内容についてご説明をさせていただきます。

資料の2枚目、青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱で説明をさせていただきます。

本要綱は基本的に、すでに先にできている他の審議会の公開に関する取扱要綱および教育委員会会議規則の内容、取扱に準じて構成をしております。

まず、1の制定の理由は、記載のとおりでございます。2の制定の内容(1)につきましては原則公開。議長および委員の指摘により一部非公開とすることができる、としてございます。

続いて、(2)事前公表について、(3)傍聴について、(4)傍聴席および傍聴者につきましては、傍聴の人数や手続き、禁止事項について定めをしております。本日午前中に開催された会議におきましては、8月1日号の市広報にて開催を公表しまして、本日傍聴者は3人ございました。

続きまして、次のページの下段(5)議事録等でございます。こちらは議事録の作成・公開について定めてございますが、今後この教育委員会においても議事録等は諸報告の中で報告をしてまいりたいと考えております。

また、本日午前中に開催されました第1回審議会における資料および議事録につきましては、準備ができ次第、順次、教育委員会ホームページに掲載をしております。それ以降、第2回、3回とあるのですけれども、審議会部会の開催等についても順次適切に公表してまいりたいと考えております。

(6)その他所要の規定につきましては、次のページからの要綱本文の第10条以降の内容になります。

最後に、3の実施期日でございますが、広報を出した日づけとして、令和5年8月1日から実施する、としてございます。

以上、大変雑駁ではございますが、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分についての報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 このあり方審議会のほかに、地域の方々の声を聞く会も設ける予定と聞いているのですけれど、その辺の取り扱いはどのようになっているのでしょうか。

【教育総務課長（芥川）】 審議会のほかに各地区に部会の設置を予定してございます。そちらは、今回出席いただいた委員も含まれるのですけれど、該当地区、例えば小曾木であれば小曾木の地区の方々が集まって、会場は小曾木のどこかでやるようになると思うのですけれども、そちらの会議の内容についても本取扱要綱と同様に取り扱いをして、公表等をする考えでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ただいま教育長が臨時に代理した専決処分の報告をさせていただきました。

お諮りをいたします。

青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分について、は承認されました。

6 長期欠席児童・生徒状況調査（1学期）について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、長期欠席児童・生徒状況調査（1学期）について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料6、令和5年度長期欠席児童・生徒状況調査についてご報告いたします。

資料を参照いただきまして、上段左側には学校種別の累計。1番に小・中学校の合計。2番に小学校合計。3番に中学校の合計が記載されておまして、右側以降は4月から6月までの全欠席児童、30日以上欠席児童・生徒をあらわしております。その下には、小・中学校それぞれの月ごとの全欠席者数と30日以上欠席者数。右の欄には、学校ごとの児童・生徒に対する不登校者の出現率を示しております。

下の方にいきまして、備考欄を見ていただきたいのですが、小学校児童5,419人のうち30日以上（全欠席を含む）欠席人数は、今年度6月までで65人います。昨年度の同時期と比較しますと、7人の増加になっております。

中学校生徒3,123人のうち30日以上（全欠席含む）欠席人数は、6月までで141人となっております。昨年度と比較しますと、11人の減となっております。

合計しますと、6月までの不登校児童・生徒数は206人でありまして、昨年度の同時期と比較しますと、4人減となっております。また、全体的に4月以降、全欠席者数は少しずつですが減ってきております。

以下、学年比較、昨年度以降との比較を備考欄にそれぞれ提示しております。

引き続き、各学校や登校支援室、教育相談所等と連携を行いまして、児童・生徒の支援を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 不登校の出現率を書いていただいて、とってもわかりやすいです。ありがとうございます。

それから、都の平均と比べて少し出現率が少ないというのもいいかなと思うのです。そういう見方でいいのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 令和3年度までは東京都では出現率を公表していたのですが、それ以降は公表しておりません。令和3年度というのは1年間での出現率でありまして、この3カ月間の出現率とは比較にならないのですが、3月31日まで比較したときに、この出現率で比較すると、今現在でもかなり上回っている状況です。

【委員（稲葉）】 都の平均よりは上回っているということですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 間違いなく上回っております。

【委員（稲葉）】 そうですか。そうすると、不登校の支援室とかいろいろな対策はしているけれども増え続けているということですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 そのとおりでございます。

【教育長（橋本）】 今、分室の利用はどのくらいですか。以前、8人とか聞きましたけど。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 現状、変わっていない状況です。

【教育長（橋本）】 そういったものが、こういった効果につながっていただければなどは思っていますけど。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

7 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項の7、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔6月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、資料7、青梅市「いじめ」実態調査集計（6月）をご覧ください。

表の左側には調査の項目をあらわしております。これについては、6月に行いましたアンケートから認知した件数を示しております。右にはそれぞれ対応状況の件数が入っております。

また、今回ちょっと注目していただきたいのは、6月末時点での解消の件数ですが、下の欄のDの合計のところの小・中学校ともに示しております。その下の欄には継続の件数を、小・中学校ともに示しております。昨年度と比較しますと、昨年度は全体の件数が682件、今年度は604件ということで、多少認知件数が減少しているという状況であります。ただ、継続の指導中については、昨年度は小学校が36件、中学校が15件、今年度におきましては小学校が66件、中学校が

44件ということで、認知してから3カ月間は継続して見守っていくというところが、かなり学校の方でも把握ができている状況が裏にあるのではないかなと、こちらでは考えております。

引き続き、いじめの早期発見、早期対応について、各学校と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

8 新学校給食センター整備事業の進捗状況について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の8、新学校給食センター整備事業の進捗状況について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 まずは、説明に先立ちまして、資料の差し替えにつきまして大変お手数をおかけしましたこととお詫びいたします。資料8-1のスケジュールおよび8-2の図面につきまして、すでにお配りしたものに若干の修正が入ったものが新たに委託事業者から提出されましたことから、差し替えをお願いするものでございます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告事項8、新学校給食センター整備事業の進捗状況について説明いたします。

新学校給食センター整備事業につきましては、根ヶ布および藤橋調理場が建設より約40年以上経過し、施設・設備の老朽化が進んでいること、また学校給食衛生管理基準にもとづく設備の導入等によるさらなる衛生管理の向上や食物アレルギー対応食等への対応が必要となったことから、青梅市学校給食センター施設整備基本計画にもとづき、新たな学校給食センターを整備し、児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供しようとするものであります。

これまで数回にわたり教育委員会に対して協議および報告を行いながら、事業を進めてまいりました。最近では、令和4年2月16日の第14回臨時会において、「新学校給食センター整備事業の事業スケジュール（案）について」として、完成までのスケジュール案を協議、承認していただき、また「根ヶ布調理場敷地の土壌調査の結果について」報告いたしました。令和4年4月20日の第1回定例会においては、「青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」と題して、基本設計および実施設計をプロポーザル方式により委託業者を選定し、事業を進めていくことを協議、承認していただいたところであります。

なお、このプロポーザルにつきましては、施設整備基本方針として、「安全・安心な学校給食」「おいしく栄養バランスのとれた学校給食」「食育の推進」「食物アレルギーへの対応」「個々食器の導入」「災害時の対応」「環境への配慮」「経済性・効率性への配慮」「地域経済の活性化」という9つの基本事項を設定し、単に金額だけではなく新学校給食センター整備への取組体制や近隣住民への配慮に関する考え方、環境への配慮、コストの縮減などについて、プロポーザル応募者のプレゼンテーションを実施し、審査したものであります。

令和4年11月25日の第9回定例会においては、同年10月11日開催の学校給食センター運営審議会において、「新学校給食センターの整備状況について」として、審議会への報告結果を報告したところであります。しかしながら、これは要約した会議録で、審議会に報告した事実と質疑がなかったことのみ記載でありましたので、ここで簡単ではありますが、その概要をご説明いたします。

まず1つ目に、「新学校給食センター建設地の土壌について」として、敷地内の土壌調査結果を報告いたしました。

次に2つ目に、「学校訪問の実施について」、東小・中学校を除く市内小・中学校全校を訪問し、新たに使用を予定している食器や食缶、アレルギー対応給食等に関する意見交換を行ったことを報告いたしました。

次に3つ目に、「青梅市学校給食センター総合検討委員会報告」として、検討委員会および専門部会の開催状況、および検討結果を報告いたしました。

最後に4つ目として、「新学校給食センター基本および実施設計委託公募型プロポーザル選定結果について」を報告いたしました。

そしてこれ以降、ご承認いただいたスケジュールおよび委託による設計を進めまして、ここで基本設計がほぼでき上がりましたことから、本日は市議会への報告に先立ち、委員の皆様にご報告申し上げようとするものであります。

それでは、お手元にございます資料8-1および8-2にもとづきご説明申し上げますので、資料をご覧くださいますようお願いいたします。

初めに、資料8-1、A4横のものでありますが、こちらにもとづき事業スケジュールをご説明いたします。

まず、上半分の説明であります。冒頭にありますとおり、すでに経過した令和4年度についても記載しておりますが、こちらは整備手法がDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式で、設計から建設、運営までを一括して委ねる方式としておりましたが、この方式から設計や建設など作業別に発注する個別発注方式へ切り変わった以降として記載いたしましたことをご承知おきください。

本事業につきましては、説明文の2行目、中ほどにありますとおり、令和8年度の第2学期からの給食開始を予定しております。以降の説明文につきましては、下の表を用いてご説明いたします。

初めに、表の上から3行目、「設計・監理委託」であります。設計につきましては、基本・実施設計を令和6年7月末までに終える予定で取りかかっているところであり、ここで基本設計がほぼでき上がったことから、本日の概要説明となったところであります。

また、工事監理につきましては、建設工事にあわせて実施する予定であります。

次に4行目、「根ヶ布調理場解体工事」につきましては、本年8月に発注しまして、12月議会で工事契約の議決をいただいた後、令和6年1月から同年8月までの施工を予定しております。

次に5行目、「建設工事」につきましては、令和6年8月に発注しまして、同年12月議会で工事契約の議決をいただいた後、令和7年1月に工事を開始し、令和8年5月末に完成させる予定であ

ります。

最後の6行目、「施設運営」につきましては、建物の完成後、令和8年6月から約2カ月間、機器の使い方の確認や実際に調理をしてみるなどオープンに向けた準備を行い、8月末の2学期から学校給食を提供する予定としております。

次に、敷地や建物についてご説明いたしますので、資料8-2（A3横6枚）をご覧ください。それぞれの図面は、上を北、下を南としております。

初めに、記載はございませんが、新学校給食センターの概要を申し上げます。所在地は、現在旧根ヶ布調理場のある青梅市根ヶ布1丁目469番地の4となります。敷地面積は約4,990平方メートル、用途地域は準工業地域で、建ぺい率60%、容積率は150%となります。提供可能食数は8,500食であり、アレルギー対応についてはアレルゲンを除去した除去食を100食提供できる予定としております。

それでは1枚目をご覧ください。施設の配置計画図であります。黄色い部分が建物などの構造物でありまして、中央の「計画建物1」が、新学校給食センター本体であります。図面の右上の横に長い黄色の「計画建物2」および右端の縦に長い黄色の「計画建物3」は駐輪場であり、合計で55台駐輪できる予定であります。また、それぞれの駐輪場の間にあります「計画建物4」および「計画建物5」は、受水槽や倉庫、ポンプ室などの設備関連施設であります。

次に、新学校給食センター本体の北側、構内通路の北側の赤と黒の線をご覧ください。こちらには記載のとおり、土砂災害対策として防土フェンスを設けます。これは、敷地北側の隣地の崖が土砂災害特別警戒区域とされていることから、万が一に崖が崩れた際、その土砂をこの防土フェンスで受け止め、建物に被害が及ばないように設置するものであります。予定では、等間隔で鉄骨支柱を立て、その間に鋼製ネットフェンスを張るようなものを考えております。

次に、敷地への出入りではありますが、西側出入り口を食材納入業者や配送車両のメインとし、東側出入り口を来客用とします。それぞれの出入り口は既存の位置と変更はありません。

次に、構内における車両の通行についてであります。食材および給食の配送車両は全て西側メインの出入り口を使います。食材につきましては、入場後、建物北側の構内通路を通り、東側のトラックの影が3台描いてあります食材搬入用プラットホームにおいて食材を下ろした後、もと来た道に戻ります。給食の配送車両につきましては、入場後、西側の給食配送口あるいは給食回収口にて積み下ろしを行います。

次に、1枚おめくりいただきまして、1階平面図をご覧ください。これ以降の色分けは、衛生面や用途などで図面の下の凡例のとおりとしております。

1階につきましては、玄関、市職員および委託業者の事務室、食材の荷受室、炊飯室、食器および食缶配送用のコンテナ室および洗浄室となります。

まず、食材の荷受けにつきましては、先ほどご説明したルートでトラックが東側のプラットホームに着きますので、ピンク色のエリアの荷受室で食材を受け取ります。荷受室は北側から米、肉魚類、野菜類と3種類に分けることとし、米は隣の貯米庫に保管します。また、肉魚類および野菜類

につきましては、それぞれ専用のエレベーターにて2階あるいは3階へ搬送します。米につきましては、貯米庫から西側、水色エリアの炊飯室に送り、炊飯設備にて炊飯し、そこで食缶に詰めます。その他の水色エリアの非汚染作業区域はコンテナ室とし、洗浄作業が終了した食器および食缶用コンテナを保管いたします。また、西側の端には、配送用風除室を設け、ここから食器やでき上がった給食を入れたコンテナを配送車に積みます。

建物南側のピンク色エリアは洗浄室とします。こちらでは、各校から回収したコンテナや食器、食缶を洗浄します。洗浄器の出口は水色エリアのコンテナ室に面しており、洗浄できたコンテナ等はそちらに出てくるので、そのままコンテナ室で保管いたします。

最後に、東南側の黄色エリアは事務的な区画、オレンジ色エリアは玄関などの一般外来部分となります。

次に、1枚おめくりいただきまして、2階平面図をご覧ください。

まず、北東側のピンクエリアにおいて、肉魚類と野菜類について、それぞれ1階からエレベーターで上がってきた食材の検収と下処理を行います。下処理室で処理したそれぞれの食材は、パズル式と呼ばれる調理員同士の接触がない方式で、両開きの冷蔵庫を介して西側の水色エリアの調理室へ運びます。調理室につきましては、北側には揚物・焼物・蒸し物調理室を設け、肉魚類を調理します。中央には煮炊き調理室を設け、野菜類を調理します。南側には和え物準備コーナーおよび和え物室を設け、ゆで野菜や果物類を調理します。最後に、東南側の黄色エリアは、調理員の更衣室および休憩室となります。

次に、1枚おめくりいただきまして、3階平面図をご覧ください。

3階につきましては、北側および西側の白い部分は2階の屋根で、設備の機械置場となります。色分けされた長方形の部分をフロアとして使用しますが、こちらに新学校給食センターの特徴的な施設であるアレルギー対応調理室を設けております。また、会議室兼食育研修室および見学ホールを設けております。

新学校給食センターでは、アレルギー対応として食材の調理、回収後の食器洗浄および保管までを通常の給食と完全に隔離しております。アレルギー対応の調理につきましては、まず1階で受け取った肉魚類と野菜類が、それぞれ北側にある専用のエレベーターで運ばれてきますので、ピンク色エリアで受け取り下処理を行います。下処理の終わった食材は、2階と同様に冷蔵庫を介して西側、紫色エリアのアレルギー対応調理室に運び、調理いたします。そして、でき上がった給食は専用のリフトを使い1階へ運び、配送車両で各校へ届けることとしております。

また、さらに西側のピンク色エリアは、アレルギー対応洗浄室とし、1階の洗浄エリアとは別に返却された食器を洗浄する施設を設けており、洗浄後の食器はこちらのエリアと紫色エリアの間にある保管庫で消毒、保管し、翌日の給食の際に使用するといった流れといたします。

このようにして、アレルギー対応につきましては通常の給食とは完全に別な流れで調理、提供を行うことといたします。

次に、南側のオレンジ色エリアですが、こちらには見学ホールおよび最大で66人収容できる会

議室兼食育研修室を設け、小学生の社会科見学などといった外部からの施設見学に対応できるようにいたします。見学ホールは、北側と西側をガラス張りの吹き抜け構造とし、2階の煮炊き調理室および和え物準備コーナーでの調理の様子を上から見るようにいたします。

次に、1枚おめくりいただきますと、5枚目が立面図-1、さらに1枚おめくりいただきますと、最後の6枚目が立面図-2であり、それぞれ建物を外側から見た図面となります。

まず、5枚目の上の絵であります。こちらは西側、メインの出入り口側から見たものであります。1階部分には配送車のピットが6カ所描かれておりまして、左側の4カ所ができた給食を配送するための配送口、右側の2カ所は食べ終わった食器等の回収口であります。

その下の絵は、南側から見たものであります。トラックの絵が描いてあります左側は、先ほど申し上げた配送口、回収口のあるメイン出入り口の側であります。

1枚おめくりいただき、最後の6枚目をご覧ください。上の絵は東側から見たものであります。1階の中央付近に描かれている扉が食材の搬入口であり、一番左、道路側にある白い四角い部分は玄関となります。

その下の絵は北側から見たものであります。

以上で、簡単ではございますが、基本設計図にもとづく「新学校給食センター整備事業の進捗状況について」の説明を終わります。

なお、この基本設計図につきましては、現時点でも検討中の部分もございまして、今後変更が生ずる場合もあることをご理解いただきますようお願い申し上げますとともに、市議会への説明に先立って教育委員の皆様にご説明申し上げたところがございますので、大変恐縮ではございますが、資料の取り扱いはその点お含みの上、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

学校給食センターからは以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

見学ホールからは、少し遠いけれどもアレルギー対応の調理室も見えるということですね。

【学校給食センター所長（榎戸）】 今、教育長がおっしゃったように、見学ホールの北側、図面という上側の方の黄色い所が調理員の通路になるのですが、そちらにも窓を両側に設けまして、紫色のエリア、少し遠くなりますが、一部、中で作業している様子を見ることは可能なつくりとする予定でございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。

【委員（杉本）】 3階の会議室兼食育研修室というところは、例えばPTAの方の試食会なんかをもしするようなことがあれば、こういう場所を使うということですか。

【学校給食センター所長（榎戸）】 現在、PTAの皆様の試食会は学校でやっていただいております。基本的にはその形を継続というふうに考えております。ですので、PTAの方の試食会をこちらでということは、現時点では想定しておりません。

【委員（杉本）】 例えばこの給食センターを見学したときに試食会も一緒にあわせてということは考えていらっしゃるということですね。

【学校給食センター所長（榎戸）】 見学と試食は切り離して考えたいと思っておりますので、こちらについては見学の施設ということで予定しております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。

【委員（稲葉）】 とてもいい給食センターができるので、子どもたちにも施設見学にきて欲しいと思います。66席では1学年では収容できないと思いますが、小・中学生の見学についてはどんなふうにお考えでしょうか。

【学校給食センター所長（榎戸）】 現在も規模の大きい学校ですと、藤橋調理場は狭いので、前半・後半に分けて見学いただいています。調理室エリアを見ている班と、それ以外の班は外の建物の周りの設備等を見学しています。規模にもよりますけれども、そういった分散するような形で、必ず中を見学いただけるような方策でまた考えたいと思います。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

いわゆる見学者と調理員が接触することもないわけですね。

【学校給食センター所長（榎戸）】 色分けしたエリアのところで、見学者と調理員が接することはない色分けとなっております。

【委員（稲葉）】 給食の配送の車が行き来することになると思うのですが、地域住民の皆さんに、交通量が多くなるということについてのご理解はいただいているのでしょうか。

【学校給食センター所長（榎戸）】 地元の説明には自治会の役員を通して、今までの土壌調査などといったことについてもお話はしておりますので、情報提供は常に行っております。ただ、この配送車両のことなどについて、現時点ではそこまで具体的なところはしておりませんが、今後も丁寧にお話はしていきたいというふう考えております。

【委員（稲葉）】 よろしくお祈いします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、取り扱いには少しご注意をお願いしたいと存じます。

9 共催展「アートビューイング西多摩2023”アート”を俯瞰する」における西多摩地域在住の小・中学生の観覧料免除について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の9、共催展「アートビューイング西多摩2023”アート”を俯瞰する」における西多摩地域在住の小・中学生の観覧料免除について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、お手元の報告資料9をご覧ください。

初めに、本展覧会は、西多摩地域を中心に創作活動を行っております芸術家グループとの共催展として一昨年開催しました「アートビューイング西多摩2021」に続く3回目の事業でございます。

当美術館の観覧料につきましては、1の共催展の概要、(4)観覧料に記載のとおり、通常大人200円、小・中学生50円とし、青梅市在住の小・中学生については土曜日・日曜日・祝日を無

料としております。

今回、2の内容に記載のとおり、西多摩地域在住の小・中学生につきましても、前回と同様に土曜日・日曜日・祝日の観覧料を無料とするものでございます。

3につきましては、根拠規定となります。

4の理由につきましては、今回の共催展が西多摩地域広域行政圏協議会との共同事業として開催し、西多摩地域の小学校への交流授業や作品展示を予定しており、西多摩地域在住の小・中学生の観覧料を無料にすることにより来場促進につながると考えられるため、3の根拠に記載のとおり、青梅市美術館条例第4条第2項および同条例施行規則第4条第4号にもとづき、観覧料を免除するものでございます。

なお、5の周知方法につきましては、案内チラシ、ホームページで周知するほか、西多摩地域広域行政圏協議会担当に、各自治体の広報担当、学校教育担当への周知協力を依頼する予定でございます。

説明については以上となります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 「アートビューイング西多摩2023」に関する予算ですけれど、前のまるごとアートのときに比べるとどういうふうな形で今予算というのはついているのですか。

【文化課長（北村）】 この共催展につきましては、展示会のチラシ等の印刷費、また会期中に行います講演会等の報償費等について、市で予算を用意してございます。

【委員（杉本）】 金額的に伺いたいのは、まるごとアートのときからだいぶ時間が経っているので、その予算が増額されているのかどうか。できれば、物価高騰でいろいろなものが上がっているのですね。減額になったのか増額になったのか、その辺はどうなのでしょう。

【文化課長（北村）】 まるごとアート支援事業の場合は補助事業として行っておりましたので、団体で必要経費を算出し金額を決定して、その範囲内で補助をしておりましたが、この共催展につきましては補助事業ではなく、団体と協議しながら予算額について前年度から詰めまして、その中で予算を認めていただいたものについて、今回の事業で支出するという形になっております。その中で、改善している点と申しますと、印刷製本費の関係で、当初については印刷のみで、チラシのデザインをグループで準備したりということもありましたが、意見交換を行いまして、今回印刷費の中に市でデザイン料を含めた形に改善しているところです。

【委員（杉本）】 まるごとアートが始まったのがもう10何年前だったと思うのですけれど、それからこういうアートイベントやなんかをやっていくのでも、時間が経っていますので、できるだけ予算をとっていただけるようにしてもらいたいなと思うのと、広報の周知方法も観光協会やいろいろなところに掲載していただいたり、メディアにも積極的に出していただけるような周知の仕方をしていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。西多摩広域行政圏協議会とタイアップしておりますので、そちらの方でやっていただける部分もあろうかと思えます。その辺のところはただいまのご意

見を踏まえて対応したいと思います。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

10 青梅市立美術館の改修工事に伴う休館について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の10、青梅市立美術館の改修工事に伴う休館について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料10をご覧ください。

1の理由につきましては、美術館の空調設備、エレベーター等の改修工事を行うため、次のとおり休館するものであります。

2の休館期間につきましては、令和6年2月5日から令和9年3月までを予定するものでございます。

3の休館の日程および業務内容につきましては、それぞれの期間中に行う業務を記載しております。令和6年2月4日までの会期である共催展「アートビューイング西多摩2023」の終了後、作品等の撤去および原状復帰を2月5日から7日まで行います。

次に、2月8日から9月30日まで、収蔵作品の移転準備および移転作業、館内整理、改修工事前調査等を行う予定でございます。今回の改修工事に伴いまして、空調設備の停止や工事による粉塵など、収蔵庫の保存環境に影響を及ぼすことから、館内にあります収蔵作品をすべて市外の民間倉庫に移転することを計画しております。

次に、令和6年10月から令和9年3月ごろまで館内の空調設備やエレベーター等の改修工事を予定しております。

最後に、4の休館の周知方法につきましては、美術館や文学館などの関連機関や市内官公署等の関連施設、および附属機関の委員等に情報提供を行い、令和6年度の当初予算が措置された段階で、広報おうめやホームページ、SNSの発信等により周知する予定でございます。

なお、本件につきましては、今後、美術館運営委員会や青梅市議会への報告も予定しておりますので、本資料の取り扱いについてはご配慮をお願いいたします。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。しっかりとリニューアルをしていきたいと思っておりますので、何かございましたら都度ご報告をさせていただきます。

11 青梅市立美術館特別展「小泉癸巳男の《昭和大東京百図絵》で巡る～レトロでモダンな東京散歩～」の開催について（美術担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の11、青梅市立美術館特別展「小泉癸巳男の《昭和大東京百図絵》で巡る～レトロでモダンな東京散歩～」の開催について、を説明いたします。

【美術担当主幹（田島）】 報告事項11でございますけれども、今年度の美術館の特別展は、生誕

130年・東京都政施行80周年記念として、「小泉癸巳男の《昭和大東京百図絵》で巡る～レトロでモダンな東京散歩～」を10月から開催する予定となっております。概要、会期については資料のとおりでございます。基本的に、九段の昭和館から作品を借用し、版木、版下等に関しては一部になりますが信州新町美術館より借用しての展示という形を予定しております。

今回、報告事項でありますけれども、お認めいただきたい事項として、資料2ページ目の7番、観覧料のところですが、今回、作品で104点、版下等を含めると130点弱あるのですが、一度に全点展示できないことから、前・後期で分けての展示になります。それに際して、前期に有料でご来館なられた方は、半券提示によって後期展を一般300円、小・中学生は100円で観覧する割引制度を実施したいと思っております。これは以前の五百城文哉展の際にも前・後期で展示が行われまして、基本的には同じ措置でございます。このことをご了解いただきたいということになります。

会期中のイベント等に関しましても、記載のとおりでございます。1日は信州新町美術館の学芸員の方にご登壇いただきます。その他は私がギャラリートークを。それから、コロナも明けましたので、久々に実技教室として木版画教室を開催するという事で予定しております。

チラシは、次回の教育委員会定例会際にお配りしたいと思っております。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。特に、前・後期の観覧料の関係の説明がございました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

前回、前期の券をなくしたけど割引して欲しいというような例はなかったですか。

【美術担当主幹（田島）】 そういったことは、基本的にはお断りしております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

12 青梅市立美術館の市役所展示の終了について（美術担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の12、青梅市立美術館の市役所展示の終了について、を説明いたします。

【美術担当主幹（田島）】 先ほど文化課長からご説明ありましたとおり、改修工事に伴いまして、作品を民間倉庫に預けることとなります。つきましては、現在の市役所展示を、来年の2月29日をもって終了といたしまして、美術館作品移転のためにすべて美術館の中に置いて、それ以降は移転に伴って全部一緒に市外の民間倉庫に移転いたします。

このことに関しましては、広報おうめやホームページ、館内の掲示等で案内したいと思っております。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご質疑ないようですので、次に進めさせていただきます。

1 3 諸報告

(1) 委員会等会議録

青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

イ スポーツDAY青梅2023の実施について（スポーツ推進課）

ウ 第85回奥多摩溪谷駅伝競走大会の実施について（スポーツ推進課）

エ 第56回青梅マラソン大会ジュニアロードレースの実施について

（スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

イ 第55回東京都市町村総合体育大会の結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の13、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいております。この際、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

【教育長（橋本）】 それでは、ここで休憩とさせていただきますが、この後、まだもう少し案件がございます。会議の時間、確実に4時を過ぎると思いますので、この際、時間延長をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、時間延長することに決定いたしました。

【教育長（橋本）】 それでは、10分間程度休憩をとらせていただきます。3時51分の再開とさせていただきますと存じます。前半、長時間ありがとうございました。

～ 休 憩 ～

【教育長（橋本）】 再開いたします。

日程第4 協議事項

1 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書（案）についてご説明申し上げます。協議資料1をご覧ください。

令和5年度青梅市教育委員会の事務点検評価は、令和4年度分の事務事業を対象としたもので、全体的な報告書のつくりについては前年度から大きな変更点はありません。

対象事務事業ですが、資料の20ページ「Ⅳ 事務点検評価（令和4年度事業分）の概要」というところになりますが、20ページから基本方針ごとの表になっておりまして、28ページまでずっと事業が記載してあります。事業の合計は128項目になっておりまして、これらにつきまして各担当課が評価を実施しました。その中で新規事業は3項目、重点事業は39項目、合計42項目について29ページの「Ⅴ 新規・重点事業の事務点検評価」ということで、48ページまでに事業それぞれ詳細の記載をしてございます。

また、事務事業評価について、有識者として本年度は高城先生、塙水尾先生のお二人にご意見を頂戴いたしまして、その意見を文書にまとめたものが、報告書（案）49から53ページまでに掲載をしてございます。お二人からは、コロナ禍において各事業を工夫して実施できたことについて一定のご評価をいただいておりますとともに、目標に対する進捗状況がわかりにくく、形式的な報告を避けるためにも、積み上げた成果を可視化できるとよい、といったようなご意見も賜っているところでございます。高城先生は2年目、塙水尾先生が1年目の評価となります。

会議ですが、6月29日に第1回目、第2回目は7月21日、第3回目を8月2日と3回開催をさせていただきまして、各回有識者のお二人からご質問、ご意見等をいただいております。それら会議等を重ねまして、取りまとめた報告書案が今回のこの案になっております。

この内容等につきまして、本日の教育委員会において協議をお願いするものでございます。

なお、教育委員の皆様には事前に資料をご確認いただき、ご意見をいただいております。そのご意見に対することについては各課から事前に回答をご送付してございます。

また、今後の予定としましては、本日も協議・ご承認をいただくことができましたら、この後、議案として再度提出させていただきます。ご決定いただきましたら、9月定例議会までに市議会へ提出いたしまして、各議員へ配布するとともに、教育委員会ホームページで公表、という予定で準備を進めてまいりたいと考えてございます。

内容が多岐にわたるものでございますが、よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

有識者として塙水尾先生にお入りいただきました。前任は徳長先生でございましたが、非常に精力的に評価に当たっていただきまして、いろいろなご質疑をいただいて、この報告書（案）になったところでございます。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和5年度青梅市教育委員会の事務点検評価（令和4年度分事業対象）について、は承認されました。

2 青梅市副校長支援員取扱要綱の一部改正について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市副校長支援員取扱要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、青梅市副校長支援員取扱要綱の一部改正についてご説明いたします。

初めに、協議資料の2をご覧ください。

1、改正の理由につきまして、東京都学校マネジメント強化事業実施要綱の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

2、改正の内容につきまして、(1)副校長支援員のうち、学校経営補佐を廃止する。(2)その他所要の規定の整備、でございます。

3、実施期日等につきまして、令和5年8月19日から実施し、同年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後であります。

初めに、上段、要綱名についてであります。これまでの「青梅市副校長支援員取扱要綱」を、今回の改正にあたり「青梅市副校長補佐取扱要綱」に改めました。

続きまして、1の目的では、「副校長支援員」という名称を「副校長補佐」に改めております。

続きまして、2の定義において、これまで副校長支援員として学校経営補佐と副校長補佐の2つあったため、その区分を定義づけしておりましたが、今回の改正で副校長補佐に一本化されたため、定義はなくなっております。

続きまして、改正後の職務につきまして、改正前の職務では学校経営補佐の職務の記載がございましたが、改正後では副校長補佐のみの記載となっております。

なお、改正前の学校経営補佐の職務には、地域対応、PTA関係、教職員の人材育成などの業務がございましたが、改正後の副校長補佐の職務には、これらの記載はございません。これらは、改正後の副校長補佐の職務の(4)その他副校長の業務の支援に関する事、に含まれております。

続きまして、改正後の3、任用等につきましては、名称の変更のみでございます。

続きまして、改正後の4、勤務日および勤務時間につきまして、これまで学校経営補佐は月16日、1日につき7時間45分の勤務でございましたが、改正後は副校長補佐の月16日、1日につき5時間勤務のみとなります。

その他は所要の規定の整備でございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（百合）】 私があまりよく理解できていなかったのなら申しわけないのですけれども、副校長補佐というのは、副校長先生の多忙なお仕事を少しでも補佐するお仕事なのかなと思っていたのですが、まずその私の理解は合っていますか。

【指導室長（拝原）】 おっしゃるとおりでございます。

【委員（百合）】 今は副校長支援員という方がいらっしゃって、副校長先生はずいぶん助かるようになったのですか。業務がすごく多かったのが減って、余裕というものがあつたのでしょうか。

【指導室長（拝原）】 学校経営補佐また副校長補佐の導入により、副校長の仕事はかなり軽減されております。

【委員（百合）】 地域の対応やPTAおよび児童・生徒の保護者の対応ということが、これから仕事として外れていくのですよね、支援員と比較すると。そうすると、それはまた副校長先生が担うということになるのですか。

【指導室長（拝原）】 先ほどご説明申し上げたように、その他の業務のところに含まれてございます。(4)のその他副校長の業務の支援に関する事、の中に全部含まれますので、業務的には特に変更はございません。

【委員（百合）】 名称が変わるということと、時間も短くなるということですか。

【指導室長（拝原）】 はい、おっしゃるとおりで、業務内容は変更ございません。勤務時間が5時間に減るということでございます。

【委員（百合）】 そうすると、また副校長先生が大変になるのかなと思うのですけれども、そういうふうにはならないようになっているのですか。

【指導室長（拝原）】 7時間45分から5時間には減りますけれども、より多くの学校に配置することで、全体的に見ると副校長の業務は軽減されております。

【委員（百合）】 わかりました。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 副校長補佐が元校長先生だったりすると、先生たちやりにくくないのでしょうか。そこは私、現場でやりにくそうにされているのを目の当たりにしていますので。その辺のところは大丈夫なのでしょうか。

【指導室長（拝原）】 確かに副校長からすると、校長を経験されて退職された方にものを頼むというのが、要は雑用を頼むようなことになりますので、その辺はやりづらいという精神的なものはございますけれども、実際には手伝ってもらえたり、逆に副校長業務をよく知っている方なので、教えていただいたりとか、そういった面もございますので、実際的には助かっていると思います。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市副校長支援員取扱要綱の一部改正

について、は承認されました。

4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、協議事項4について説明させていただきます。

資料4をご覧いただきたいと存じます。

この件につきましては、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会に諮問するものでございます。

今年度2回目となります。1回目は、5月23日の第3回定例会におきまして、同様の案件でご承認をいただいたところでございます。

1の諮問事項につきましては、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助および表彰についてでございます。

2の諮問理由につきましては、援助対象事業の申請および表彰候補者の推薦が別添のとおりございましたので、援助および表彰の適否について意見を求めるものでございます。

3の答申日につきましては、令和5年9月5日に開催予定の第2回青梅市スポーツ振興審議会の日程と同日としてございます。

それでは初めに、令和5年度青梅市スポーツ振興基金援助事業の候補一覧をご覧いただきたいと存じます。

援助の規定につきましては、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で定められておりまして、今回は2つの事業に申請が出されてございます。1ページ目には大会出場報償事業ということで1件、2ページ目に普及推進事業として1件でございます。

次に、令和5年度青梅市スポーツ振興基金表彰候補者一覧をご覧いただければと存じます。

表彰の規定につきましては、援助と同様、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則で規定されるとともに、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準、こちらで詳細を定めてございます。今回は個人として17人、団体として7団体の推薦がございましたけれども、すべて青梅市スポーツ賞が該当となっております。

なお、前回検討させていただきました氏名の下に括弧書きにつきましては、推薦団体の名称を記載してございます。必ずしも学校名までは記載していないのですけれども、推薦団体ということで、所属している団体ということでご理解いただければと存じます。

なお、表彰に関しまして、対象期間を前年の9月1日から今年の8月31日までの1年間としまして、その年の10月のスポーツの日に表彰式を開催してまいりました。このようなサイクルでやってきたわけですが、今回提出させていただいた候補者一覧につきましては、教育委員会の開催日程から、令和5年7月31日までの時点版でございます。まだ推薦を受付中であるため、8月1日から31日までの1か月間で候補者が追加される可能性がございます。現時点で追加され

る予定もあるため、候補者の追加分につきましては10月4日の次回、第7回定例会におきまして、専決処分による報告事項とさせていただきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、この表彰対象期間につきまして、先ほどもご説明申し上げましたけれども、10月の表彰式になるべく多くの方々の表彰ができるようにしておりますことから、来年度以降も同様に援助等に関する諮問につきましては専決処分にて報告させていただく場合があると思われま。こちらもご承知おきいただければと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

表彰の青梅市スポーツ賞の個人は17人ですか。資料は16人になっていますが。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 大変失礼いたしました、個人17人でございます。

【教育長（橋本）】 1ページのスポーツ賞の個人の人数は17人に訂正をお願いいたします。

【委員（稲葉）】 質問なのですけれど、援助申請の金額ですが、イギリスのノッティンガムに行かれた方ってすごく費用がかかっていると思うのですが、7万円でもいいのでしょうか。ここは、上限10万円までと書いてあるので、どうなのかなと思うのですけど。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 個人の援助対象の上限は7万円となっております。

【委員（稲葉）】 海外の場合は7万円ということですか。わかりました。団体が10万円なのですね。上げることは無理なのでしょうか。海外に行かれて活躍されている人、いらっしゃると思うのですけど、予算のない青梅市だと思いますが、この7万円がいつからなのか、私は気になります。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 同様のご意見をスポーツ振興審議会からもいただいておりまして、今後見直す必要はあるかという認識はございます。

【委員（稲葉）】 よろしく願います。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、7月末で一度切っておりますけれども、8月31日までに推薦された方を10月9日のスポーツの日に表彰をぜひしたいと。すでに対象がいらっしゃるという情報もございますので、その部分につきましては専決という形でさせていただいて、10月4日にご報告を申し上げるということです。来年度以降のこの進め方については少し検討しておるところでございますので、その辺も含めてご承知をいただき、特にほかにはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、は承認されました。

5 第2期青梅市スポーツ推進計画に関する諮問について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項5を議題といたします。第2期青梅市スポーツ推進計画に関する諮問について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、協議事項5についてご説明申し上げます。

協議資料5をご覧ください。

この件につきましては、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会に諮問するものでございます。

1の諮問事項につきましては、第2期青梅市スポーツ推進計画についてでございます。

2の諮問理由につきましては、平成26年3月に策定しました現行のスポーツ推進計画の計画年度終了に伴いまして、次期計画としての第2期スポーツ推進計画について意見を求めるものでございます。

3の答申日につきましては、令和6年1月ごろに第3回のスポーツ振興審議会で最終的なご協議をいただいた後、2月末日までの日程としてございます。

別添の資料で第2期青梅市スポーツ推進計画骨子というものがございます。そちらをご覧くださいければと思います。

全体を5章で区分けしてございまして、第1章は「第2期計画の策定にあたって」として5項目、第2章は「青梅市におけるスポーツの現状と課題」として5項目、第3章は「第2期計画推進のための基本理念と目標」として2項目、第4章は「第2期計画推進のための基本施策」として5項目、第5章は「計画の推進体制」として2項目、といった骨子となっております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、スポーツ協会、スポーツ推進協議会には個別に意見を聴取させていただくとともに、パブリックコメントにより広く市民から意見を徴集しまして、頂戴した意見について計画策定の参考にしてまいります。

教育委員会には、スポーツ振興審議会からの答申をいただいた後、来年3月、年度末になるかと思いますが、報告させていただく予定でございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上となります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 質問です。中学校の部活が地域の人材を活かして外部講師を入れるというところで、地域のスポーツ団体との交渉みたいな感じで来ていただけるといいなと私は思っているのですが、他市でそういうところがどんどん増えているようです。その辺のところは、ここは関係するのでしょうか。地域のスポーツ団体、青梅市のスポーツ団体と中学校の運動の部活の関連性というのはどんなふうにお考えでしょうか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 中学校の部活との連携につきましては、指導室でそのあり方の検討会の中で、私もメンバーに入っているのですがけれども、スポーツ協会の会長を含めて今後どのようにしていくか検討しているところでございます。スポーツ協会の立場から申し上げますと、会長も

そこら辺は非常に危惧しております、今後どのように連携できるか、この計画もそうなのですけれど、具体的に今後進めていくというような状況でございます。

【委員（稲葉）】 スポーツ振興のところで計画があるのだったら、青少年のスポーツ応援みたいな形で何か入れられるといいかなと思います。これから、指導室と協議してからだとは思いますが、第2期の計画をつくるのだったら、そういうことも入れられるといいかなと思います。以上、意見です。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 今のご意見も踏まえまして、スポーツ振興審議会に諮問する際に、このような意見もあったということをお伝えした上で、それも踏まえてご協議いただきたいと考えております。

【教育長（橋本）】 今配られている資料の47ページに、「部活動の地域移行」という案が出ていますけれども、今の稲葉委員のご指摘はまさにこれだと思っただけけれども。これはこういった内容で、もう少し膨らんででき上がってくるというイメージでいいのですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 今現在、進捗としましては、庁内の検討委員会で一回修正をしたところでございまして、スポーツ振興審議会に改めて外部の意見として諮問でご意見をいただくような形になります。先ほども申し上げた、指導室の中でそのような検討委員会もございまして、そこら辺、連携しながら文言を追加できればいいのかなと考えてございます。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、第2期青梅市スポーツ推進計画に関する諮問について、は承認されました。

6 青梅市立総合病院の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市立総合病院の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、青梅市立総合病院の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正についてご説明申し上げます。

協議資料6をご覧ください。

1、改正の理由でございますが、昨年11月にも工事現場の視察も行っていただいております。新総合病院の一部工事の竣工および11月から名称を「市立青梅総合医療センター」に変更し開業することに伴いまして、関係する教育委員会規則等について整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容ですが、総合病院の名称変更による規定の整備のみでございます。

3、改正する規則等は、記載の青梅市総合体育館条例施行規則および青梅市生涯学習推進本部設置要綱の2つのみとなっております。

1枚おめくりいただいて、青梅市総合体育館条例施行規則の新旧対照表になります。この規則の中で、総合体育館の駐車場を総合病院利用者も使用でき、駐車料金を減免できるという規定がありますが、その規定にある「青梅市立総合病院」という名称を「市立青梅総合医療センター」というふうに変更するものでございます。

次のページの新旧対照表が、青梅市生涯学習推進本部設置要綱の新旧対照表になりますが、庁内組織であります推進本部の構成員の規定について、病院名の変更に伴いまして、「総合病院管理課長」が「病院事務局管理課長」に変更されるため、その部分を改正するものでございます。

1枚目にお戻りいただいて、施行期日は令和5年11月1日となっております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

参考までに、過日見ていただいた本館になる部分でございまして、建築の工事は終了したそうです。建物の引き渡しがあって、これから中で引っ越し作業を行って、11月1日の本館オープンに備えるということで、今、作業が進められております。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立総合病院の名称変更に伴う関係教育委員会規則等の一部改正について、は承認されました。

7 令和6年度使用教科用図書の採択について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項7を議題といたします。令和6年度使用教科用図書の採択について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和6年度使用教科用図書一覧表についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

8月10日には令和6年度使用小学校教科用図書等について、ご審議・ご決定いただいたところでありまして、ありがとうございました。その会で、現在使用している出版社とは異なる出版社を選定した場合に、青梅市においては原則に従い、すべての学年において新たに採択された出版社の教科書を使用することとしたいとの話でご決定をいただいたところなのですが、しかしながら学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科書であって、教科書は学年別に発行されているもの（国語・書写・音楽・外国語・道徳）が、第1学年と第2学年、第3学年と第4学年、

第5学年と第6学年の内容がそれぞれ一体のものとなっております。このため、採択替えにより、今年度と異なる発行社の教科書を使用するとなったときには、第1・第3・第5学年については採択変更後の発行者の新版の教科書を使用することができますが、第2・第4・第6学年については採択変更前の発行者の新版教科書を使用することとなっております。よって、今回においては国語、書写、外国語が該当となります。このことから、令和6年度は国語の第2・第4・第6学年は「光村図書出版」を使用しまして、外国語（英語）につきましては、第6学年は「東京書籍」を使用することになります。

なお、書写については、「学校図書」が発行停止のため、例外的に全学年で採択変更後の「東京書籍」の教科書を使用いたします。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。10日の説明に不備がございました。大変申しわけございませんでした。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和6年度使用教科用図書の採択について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第11号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、「議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」ご説明をさせていただきます。

本案件は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづき、青梅市図書館運営協議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容でございますが、任期満了に伴いまして、同条例第20条第3項第1号である学校教育関係者、同第2号である社会教育関係者および同第3号である知識経験者の計8人を改めて委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

1枚おめくりいただきまして、表の左側に現在の委員を記載しておりまして、右側に改選後の新しい委員さんを記載しております。

この中で、新任の委員は5段目の伊藤委員1人で、残り7人の委員につきましては再任となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1、協議事項6および協議事項7が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に「議案第12号 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書の決定について」、「議案第13号 青梅市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」、「議案第14号 令和6年度使用教科用図書の採択について」を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第12号、議案第13号および議案第14号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第12号 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書の決定について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第12号を議題といたします。令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書の決定について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、「議案第12号 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価（令和4年度分事業対象）報告書の決定について」をご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った報告書の決定につきましの議案でございます。

内容につきましては、先ほどご説明のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号 令和5年度青梅市教育委員会事務点検評価(令和4年度分事業対象)報告書の決定について、は原案どおり可決されました。

議案第13号 青梅市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について(追加)

【教育長(橋本)】 次に、議案第13号を議題といたします。青梅市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長(吉崎)】 それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項におきまして、協議資料6にもとづきまして教育総務課長からご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規則の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第13号 青梅市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案どおり可決されました。

議案第14号 令和6年度使用教科用図書の採択について(追加)

【教育長(橋本)】 次に、議案第14号を議題といたします。令和6年度使用教科用図書の採択について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹(鈴木)】 議案第14号、令和6年度使用教科用図書の採択について、ご説明いたします。

こちらは、令和5年8月10日開催の第5回青梅市教育委員会定例会においてご承認いただいた議案第10号において、一部説明および資料に不備があったため、改めて本議案を提出するものでございます。

内容は、先ほど協議事項7でご説明いたしましたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第14号 令和6年度使用教科用図書の採択について」は原案どおり可決されました。

再 日程第3 協議事項

3 市内で発生したいじめ重大事態報告【答申】について(教育指導担当)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項3、市内で発生したいじめ重大事態報告【答申】について、を議題といたします。

本件は、市内の小・中学校で発生したいじめの重大事態にかかる案件であります。

本件は、個人に関する重大案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

[退 席]

【非公開】

【公開】

【教育長(橋本)】 ここから会議を公開といたします。

【教育長(橋本)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

よろしいですか。

【教育長(橋本)】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、今後の日程についてでございます。

9月16日、第三小学校創立150周年記念式典、午前9時30分から体育館で行われます。

同じ16日、23日、30日それぞれ市立小・中学校で運動会が予定されております。

次に、10月4日、第1回青梅市総合教育会議、午前10時から、内容については検討中でございますが、会場は議会棟3階の大会議室。

同じ日、午後1時30分から、第7回教育委員会定例会、会場はこちら教育委員会会議室。

最後に、同じ日、中学校長と教育委員との懇談会、午後4時からとなっておりますが、その前の定例会終了後、内容はただいま検討中として、会場は議会棟3階の大会議室。

今後の予定は以上でございます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして閉会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時57分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員